

高松川漁業協同組合鹿内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、高松川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する鹿内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、もくずかにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、かけ又は縦網、投網、竹筒、石かぐら、かごによる遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、かけ又は縦網、投網、竹筒、石かぐら、かごによる遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

漁具・漁法	規 模
建網 手釣・竿釣・たも網・掛	建網の網地は15センチメートルにつき10節以上全長25メートル以下 こいは、全長20cm以下採捕・捕獲禁止 うなぎは、全長21cm以下採捕・捕獲禁止

竹筒・石かぐら	石かぐらは、1坪以下 うなぎは、全長21cm以下採捕・捕獲禁止
かご	1人 20個以内 もくずかには、甲の幅が5cm以下採捕・捕獲禁止

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こい	5月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
うなぎ	4月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
もくずかに	7月1日から翌年2月15日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する佐潟タイヤ店に掲示するほか、組合事務所にて公表するものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

一 手釣、竿釣、掛、鉾、投網、縦網 又は竹筒、石かぐら、籠による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ・こい・うなぎ	手釣・竿釣	1日 500円、 1年2,500円
	掛・鉾・投網	1日1,000円、 1年3,000円
	縦網	1日2,000円、 1年10,000円
うなぎ	竹筒	1日2,000円、 1年3,000円
	石かぐら	1年3,000円
もくずかに	籠1個	1年1,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 高松川川漁業協同組合事務所（阿久根市鶴川内1411番地3）
- (2) 佐泻タイヤ店（阿久根市赤瀬川2825番地2）

（遊漁承認証に関する事項）

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 発行者名

高松川漁業協同組合

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合事務所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (1) 氏名

- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）
- (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

（附則）

この規則の変更は、行政庁の許可を受けた日（令和5年9月1日）から施行する。